

鎌倉ヒロ病院 入院患者様への面会に関する規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、鎌倉ヒロ病院（以下、「当院」という）に入院中の患者に対する家族等からの面会に関する基本的な取り扱いを定め、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持に資するとともに、円滑な退院支援を促進することを目的とする。

第2条（基本方針）

当院は、患者と家族等との面会が治療過程において極めて重要な役割を果たすことを認識し、感染対策や患者の病状悪化等の正当な理由がない限り、原則として面会を妨げてはならないものとする。

第2章 面会の基本ルール

第3条（面会時間及び場所）

面会時間は、原則として以下の通りとする。

平日：13:00 ～ 19:00

土日祝日：13:00 ～ 19:00

面会場所は、原則として病棟の談話室又は患者の病室とする。ただし、同室の他の患者の療養の妨げにならないよう配慮しなければならない。

第4条（面会者の要件及び人数）

面会者は、原則として患者の家族、親族、又は患者様が面会を希望する者とする。

1回あたりの面会人数は、原則として3名までとする。これを超える場合は、談話室等の広いスペースでの面会や交代での面会をお願いするものとする。

中学生以下の面会については、感染症への罹患リスクや院内での安全確保の観点から、原則として事前に病棟看護師へ相談した上で、保護者同伴の上で短時間のみ許可するものとする。

第5条（面会の手続き）

面会者は、来院時に必ず医事課受付にて面会受付を行い、面会証等の交付を受け、院内では常に着用しなければならない。

面会終了時は、速やかに面会証を返却し、退館するものとする。

第3章 感染対策及び遵守事項

第6条（面会時の感染対策）

面会者は、院内感染防止のため、以下の事項を遵守しなければならない。

来院時及び病室入室時・退室時の手指衛生（アルコール消毒又は流水での手洗い）を徹底すること。

院内では不織布マスクを常時着用すること。

発熱（37度以上）、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐などの感染症を疑う症状がある場合、又は同居家族に同様の症状がある場合は、面会を控えること。

病室内での飲食は原則として禁止する。

第7条（禁止・注意事項）

面会者は、以下の行為を行ってはならない。

他の患者の療養の妨げになるような大声での会話や騒音を出す行為。

許可のない写真・動画撮影や録音、SNS 等への投稿。

生花や鉢植え、生ものなど、感染管理上持ち込みが制限されている物品の持ち込み。

医師の許可のない、患者への飲食物の提供。

その他、当院の職員の指示に従わない行為。

第4章 面会の制限及び特例

第8条（面会の制限・禁止）

第2条の基本方針にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、当院の判断により面会を一時的に制限又は禁止することができる。

市中における感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の著しい拡大期であり、院内感染防止のためにやむを得ないと感染対策委員会が判断した場合。

院内において感染症のアウトブレイクが発生した場合。

患者の病状が不安定であり、面会により安静が保てないと主治医が判断した場合。

患者自身が面会を拒絶している場合。

面会者が本規定の遵守事項に従わず、院内の秩序や安全を乱す恐れがある場合。

前項に基づき面会の制限を行う場合であっても、患者の不利益とならないよう、当該制限は必要最小限の期間・範囲にとどめ、必要以上に厳格なものとならないよう配慮しなければならない。

第9条（特例措置）

前条に基づく面会制限期間中であっても、以下の場合は特例として面会を許可することがある。

病院側から病状説明や手続き等で家族の来院を要請した場合。

手術の当日や、危篤状態・看取り期など、医学的・人道的に面会が不可欠と主治医が判断した場合。

小児患者、認知症患者、障害を有する患者等であって、家族等の付き添いや面会が治療・療養上特に有効であると主治医が認めた場合。

特例措置による面会の時間や人数等は、主治医又は病棟看護師長がその都度判断し、指示するものとする。

第10条（代替手段の提供）

感染対策等により直接の面会を制限せざるを得ない期間においては、患者の孤立感軽減や家族等の不安解消のため、オンライン面会（タブレット端末等を用いた面会）等の代替手段を可能な限り提供するよう努めるものとする。

第5章 規定の運用と見直し

第11条（規定の周知）

当院は、本規定の内容を患者及び家族等に十分に周知するため、以下の措置を講じるものとする。

入院時の案内パンフレット等への記載と説明。

病院のウェブサイトへの掲載。

病棟の談話室、ナースステーション前、エレベーターホール等の見やすい場所への掲示。

第 12 条（規定の見直し）

本規定は、感染症の流行状況、社会情勢の変化、及び診療報酬改定等の法令等の改定を踏まえ、院内感染制御部門において定期的に（少なくとも年 1 回）見直しを行うものとする。

附則

本規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。

令和 8 年 7 月 13 日改定